

1 規則等の題名

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号）

3 規則等の制定日

令和7年12月26日（金曜日）

4 結果公示の日

令和7年12月26日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、意見公募
手続を実施することを要しない軽微な変更に該当するため。

7 規則等の概要

別添のとおり

8 担当課・連絡先

○ 高知県警察本部生活安全部人身安全・少年課

TEL：088-826-0110（代表）

公 安 委 員 会 規 則

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

高知県公安委員会規則第14号

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成 4 年高知県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 8 号中「読み替えて準用する同条第 6 項又は第 7 項」を「準用する同条第 6 項又は同条第 10 項において読み替えて準用する同条第 7 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 12 月 30 日から施行する。

新旧対照表

新

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則（抜粋）

（ストーカー規制法第17条第1項の規定に基づく委任）

第5条 ストーカー規制法第17条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を本部長に委任する。

（1）～（7） 略

（8） 第6号に掲げる延長の処分に係るストーカー規制法第5条第10項において準用する同条第6項又は同条第10項において読み替えて準用する同条第7項の規定による通知

（9） 略

2 略

旧

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則（抜粋）

（ストーカー規制法第17条第1項の規定に基づく委任）

第5条 ストーカー規制法第17条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を本部長に委任する。

（1）～（7） 略

（8） 第6号に掲げる延長の処分に係るストーカー規制法第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知

（9） 略

2 略